秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会

令和７年度
総会資料

秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会　事務局

2025/04/25

令和７年度　秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会
総会・研修会　次第

日時：令和７年４月２５日（金）
１４：００～１７：００
会場：ホテルメトロポリタン秋田
３階　グランデＡ

14:00　**開　会**
会長　挨拶
秋田市長寿福祉課　課長　相場　修　様　挨拶

14:15　**総　会**
議長選出
議案審議
（１）議案第１号　令和６年度事業報告、収支決算報告について
監査報告
（２）議案第２号　令和７年度事業計画（案)、予算（案）について

（３）議案第３号　幹事補選について

（４）その他

14:45　**総会終了**

～　休　憩　～

15:00　**研　修　会**
テーマ『地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた
地域包括・在宅介護支援センターの機能強化・体制整備』
（１）講　演
『ハラスメント対策の理解を深め、安心安全で働きやすい職場環境と人材育成を考える』

講　師　　びわこ学院大学　　教授　烏野　猛　氏

17:00　**研修会終了**

※ 情報交換会　17:30～　（場所）３階　グランデＢ

【議案第１号】

令和６年度秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会

事　業　報　告

１．総括

令和６年度改正の基本視点は「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」と明記されています。

４月の研修会では、地域包括ケアシステムの推進・深化に向けて秋田県第９期介護保険事業支援計画・第１０期老人福祉計画、第１１次秋田市高齢者プランの講話から地域包括支援センター・在宅介護支援センターに求められる機能と役割、秋田市の福祉課題を再認識し、原点回帰の機会といたしました。

この研修を踏まえ、複雑・煩雑化する事業内容や制度設計に対し、本協議会として各地域包括支援センター・各在宅介護支援センターの意見を集約し、秋田市長寿福祉課へ要望書を提出しております。意見交換の場を設けていただき、利用者支援時の実情や業務全体の効率化、制度設計時の意見提言など多岐にわたる内容を話し合い、相互理解と改善に向けて取り組みました。

１１月には東北ブロック地域包括・在宅介護支援センター職員研修会を秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会と共催し、激甚災害の経験から私たちはどのような防災対策を行うべきなのか、平時、有事における役割、地域づくりとは何かを、当事者の言葉を通じて学ぶことができました。

本協議会は、会員の研鑽の場確保はもとより、福祉の現場に身をおくひとりの人間として会員のメンタルヘルスを保つことが叶うよう、今後も真摯に活動を継続してまいります。

２．事業実施内容

（１）総会・研修会

開催日　令和６年４月２６日（金）

会　場　秋田県ゆとり生活創造センター遊学舎会議室

①総会

議案第１号　令和５年度事業報告、収支決算報告について

議案第２号　令和６年度事業計画（案)、予算（案）について

議案第３号　役員改選・幹事の指名・承認について

出席者　会場：４４名（役員１１名含む）

②研修会

内　容　『地域包括システムのさらなる深化・推進にむけた取り組み
～地域包括・在宅介護支援センターに求められる機能・役割とは～』
講　師　秋田県健康福祉部長寿社会課
調整・長寿社会推進チーム　チームリーダー　小柳　和己　氏
出席者　会場：４４名　オンライン：会員２８名・居宅６８名

（２）研修会　※秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会と共催（東北ブロック）

開催日　令和６年１１月１４日（木）～令和６年１１月１５日（金）
会　場　秋田キャッスルホテル　４階　放光の間
内　容　①基調報告
内　容　「全国地域包括・在宅介護支援センターの取組」
講　師　全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
副会長　川北　雄一郎　氏

②行政説明
内　容　「地域包括ケアシステムの現状と課題
～地域包括・在宅介護支援センターに期待される役割とは～」
講　師　厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室　水津　秀幸　氏

③講演
内　容　「災害体験から考える　～今からできる防災対策～」
講　師　日本赤十字秋田短期大学　介護福祉学科
講師　及川　真一　氏

④パネルディスカッション
テーマ　「震災から学ぶ地域包括・在宅介護支援センターの取り組み」
コーディネーター　秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会
理事　三浦　秀己　氏
助言者　日本赤十字秋田短期大学　介護福祉学科
講師　及川　真一　氏
パネリスト
「災害時に対応できる地域包括支援センター　～平時からの備え～」
盛岡駅西口地域包括支援センター
所長補佐　佐藤　晋作　氏
「東日本大震災後の安心、安全な暮らしを地域とともに考える
～地域づくりと日常のささえあいを住民視点で～」
石巻市渡波地域包括支援センター
社会福祉士　髙橋　泰　氏
「災害対応と地域づくり　～東日本大震災時の取組みから～」
いわき市平地域包括支援センター
管理者・保健師　片寄　美由紀　氏

出席者　８６センター　１５５名（当協議会会員２２センター　６２名）

（３）相談・調整

①介護予防支援の指定対象拡大に伴い指定介護予防支援及びケアマネジメント契約書関連書類を HP に掲載

②秋田市保健福祉部長寿福祉課に会としての意見・要望書を提出

（４）地域包括・在宅介護支援センターの活動支援

ZOOM ライセンスの貸し出し

３．会員の関係機関への推薦等

・秋田市高齢者虐待防止連絡協議会委員　　１名
・秋田市第一層協議体委員　　１名
・秋田市在宅医療・介護連携推進協議会委員　１名
・配偶者暴力相談支援ネットワーク会議　　２名

４．関係会議・研修会等への参画、連携

・令和６年度 秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会理事会　３回
・令和６年度 秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会幹事会等　３回
・令和６年度 秋田緑ヶ丘病院認知症疾患医療連携協議会　２回
・令和６年度 秋田市認知症施策検討委員会　１回
・令和６年度 秋田市消費生活審議会　０回
・令和６年度 秋田市高齢者虐待防止連絡協議会　１回
・令和６年度 秋田市社会福祉審議会　１０回
・令和６年度 秋田市成年後見制度利用促進協議会　２回
・令和６年度 秋田市在宅医療・介護連携推進協議会　４回
・令和６年度 秋田市第１層協議体会議　２回
・令和６年度 秋田県地域生活定着促進事業推進協議会　１回
・令和６年度 配偶者暴力相談支援ネットワーク会議　１回
・令和６年度 秋田市介護認定審査会
・令和６年度 秋田市在宅医療・介護連携センター多職種連携研修会の後援
・令和６年度 秋田市在宅医療・介護連携セミナーの後援

（R7.3.31 現在の委員等の推薦者一覧　※前任等は不記載）

No.	役職等	当会からの推薦・派遣者（所属）	任期満了	依頼元団体名等 ／ 備考
1	介護認定審査会 委員	佐々木 基成 氏（牛島包括） 西村 俊明 氏（飯島包括）	R8.3.31	秋田市福祉保健部 介護保険課

【議案第１号】

2	秋田市社会福祉審議会　委員	佐々木　基成 氏（牛島包括）	R9.5.8	秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
3	秋田市成年後見制度利用促進協議会 委員	佐々木　基成 氏（牛島包括）	R8.3.31	秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
4	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会 理事	阿部 公一 氏（御所野包括）	R8.3.31	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		西村　俊明 氏（飯島包括）		
		三浦 秀己 氏（光峰苑在介）		
		石川 美由紀 氏（ふれ愛の里在介）		
5	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会 幹事	長谷川 淑子 氏（八橋包括）	R8.3.31	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		竹内 さおり 氏（中通包括）		
		中嶋 朋子 氏（広面包括）		
		佐藤 友紀 氏（新屋包括）		
		佐藤 寛子 氏（新成園在介）		
		村上 涼子 氏（下新城包括）		
6	秋田市認知症施策検討委員会　委員	羽根川 宏一 氏（土崎包括）	R9.8.31	秋田市福祉保健部長寿福祉課
7	秋田緑ヶ丘病院認知症疾患医療連携協議会　委員	竹内 さおり 氏（中央：中通包括）		秋田緑ヶ丘病院秋田県認知症疾患医療センター
		佐々木 絵里香 氏（東：東通包括）		
		照井 美智子 氏（西：新屋包括）		
		阿部 公一 氏（南：御所野包括）		
		村上 涼子 氏（北：下新城包括）		
8	秋田市高齢者虐待防止連絡協議会 委員	石郷岡 良彦 氏（御所野包括）	R8.4.30	秋田市福祉保健部長寿福祉課
9	秋田市第一層協議体委員	西村 俊明 氏（飯島包括）	R7.10.31	秋田市福祉保健部長寿福祉課
10	秋田市在宅医療・介護連携推進協議会　委員	安東 尚子 氏（旭川包括）	R7.10.31	秋田市福祉保健部長寿福祉課
11	秋田市消費生活審議会 委員	阿部 公一 氏（御所野包括）	R8.3.31	秋田市 市民相談センター
12	秋田市フレイル予防事業検討委員会 委員	鷲頭 美樹 氏（広面包括）	R8.2.28	秋田市保健所保健予防課

13	配偶者暴力相談支援ネットワーク会議	中嶋 朋子 氏（広面包括） 佐藤 友紀 氏（新屋包括）		秋田県子ども・女性・障害者相談センター
14	秋田県地域生活定着促進事業推進協議会	安藤 志穂 氏（寺内包括） 小林 拓郎 氏（南寿園在介）		秋田県地域生活定着支援センター
15	秋田市福祉保健部指定管理者選定・評価委員会　委員	佐々木 基成 氏（牛島包括）	R9.3.31	秋田市福祉保健部 福祉総務課

５．会務運営

（１）役員・幹事会

・定期開催　　１２回

（２）会計監査

１回開催

【議案第１号】

令和6年度　秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会
収　支　決　算　書

令和６年４月１日～令和７年３月３１日

【収入の部】　（単位：円）

項目	予算額	決算額	増減	摘　　要
会費収入	180,000	180,000	0	地域包括支援センター18ヶ所×10,000円＝180,000円
	11,000	11,000	0	在宅介護支援センター11ヶ所×1,000円＝11,000円
助成金収入	100,000	0	△ 100,000	助成金申請なし
雑収入	374	435	61	預金利息
繰越金	868,766	868,766	0	
合計	1,160,140	1,060,201	△ 99,939	

【支出の部】　（単位：円）

項目	予算額	決算額	増減	摘　　要
事務費	100,000	45,000	△ 55,000	印刷代、ZOOM使用料(1年)等
会議費	300,000	5,350	△ 294,650	R6.4月総会・研修会会場使用料
事業費	550,000	360,550	△ 189,450	R6.11月東北ブロック地域包括・在宅介護支援センター職員研修会運営費等
予備費	210,000	0	△ 210,000	
合計	1,160,000	410,900	△ 749,100	

収支差し引き 1,060,201円－410,900円＝649,301円
令和7年度に 649,301 円を繰り越すものとする。

監　査　報　告　書

令和６年度　秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会会計について、預金通帳・出納簿および支払い証書等を照合し、厳正に監査したところ、適正かつ正確に処理されていることを認めたので報告します。

令和７年４月１７日

監事　石　川　　美由紀　印

監事　竹　内　　さおり　印

【議案第2号】

令和７年度　秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会

事　業　計　画　（案）

1. 基本方針

超高齢社会、労働力人口の減少、複雑・多様化する地域社会の問題や地域のつながりの希薄化といった社会状況および、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現といった国の施策を踏まえても地域包括支援センターや在宅介護支援センターが地域において期待される役割やその重要性は年々増しています。

２０２５年は高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築目途とされた年でもあります。その実現に向けた中核機関として、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが担うべき役割・機能を発揮するためには、センターの人材育成・職場環境の整備を含めた機能強化は欠かせません。

本協議会では、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが効果的に事業を推進できるよう、地域や専門職、行政等関係機関との連携強化を図りながら、各種事業等の適正な情報提供や業務課題解決に向けた検討等をおこなうほか、会員センター職員の資質向上に向けた活動を通じ、センターの実践力向上に取り組みます。

【重点事項】

（１）センター機能の強化
（２）自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント力の向上
（３）センター職員の資質・実践力の向上
（４）センター業務における課題検討

2. 事業実施計画

（１）総会・研修会・情報交換会の開催・・・年１回（４月２５日）
（２）幹事会の開催・・・・・・・・・・・・・月１回
（３）研修会の開催・・・・・・・・・・・・・年１回
（４）監事会計監査・・・・・・・・・・・・・年１回
（５）相談機能の強化
（６）関係会議や事業等への参画・協力

【議案第2号】

令和7年度 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会

予　算　書　　（案）

【収入の部】

（単位：円）

項　　目	金　　額	摘　　要
会費収入	180,000	地域包括支援センター18カ所×10,000円＝180,000円
会費収入	11,000	在宅介護支援センター　11カ所×1,000円＝11,000円
助成金収入	100,000	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会 圏域活動費50,000円、市老施協助成金50,000円
雑収入	699	預金利息等
繰越金	649,301	
合　計	941,000	

【支出の部】

（単位：円）

項　　目	金　　額	摘　　要
事務費	100,000	通信費、印刷費、事務用品等
会議費	300,000	総会、会場料、講師料等
事業費	400,000	研修会講師料、会場費、計画事業経費等
予備費	141,000	
合　計	941,000	

幹事の補選(指名・承認)について(案)

【現在の幹事】

令和7年4月1日現在
任期　令和6年4月1日～令和8年3月31日

氏名	所属
鎌田　加奈子	東通地域包括支援センターひだまり
工藤　郁美	八橋地域包括支援センター社協
中嶋　朋子	広面地域包括支援センター桜の園
加藤　志美	土崎在宅介護支援センター
佐藤　由佳子	幸楽園在宅介護支援センター
阿部　公一	御所野地域包括支援センターけやき
小林　拓郎	南寿園在宅介護支援センター

【新たな幹事】

令和7年4月1日現在
任期　令和6年4月1日～令和8年3月31日

氏名	所属
鎌田　加奈子	東通地域包括支援センターひだまり
工藤　郁美	八橋地域包括支援センター社協
中嶋　朋子	広面地域包括支援センター桜の園
加藤　志美	土崎在宅介護支援センター
佐藤　由佳子	幸楽園在宅介護支援センター
石郷岡　良彦	御所野地域包括支援センターけやき
鈴木　恭子	牛島地域包括支援センター南寿園
田村　梨沙	松寿会在宅介護支援センター

役員・幹事(案)

令和７年4月1日現在
任期　令和6年4月1日～令和8年3月31日

	氏名	所属
会　長	西村　俊明	飯島地域包括支援センター金寿園
副会長	佐藤　友紀	新屋地域包括支援センターエンデバー
副会長	金野　大志	泉地域包括支援センターリンデンバウム
監　事	石川　美由紀	ふれ愛の里在宅介護支援センター
監　事	竹内　さおり	中通地域包括支援センター幸ザ・サロン
幹　事	鎌田　加奈子	東通地域包括支援センターひだまり
幹　事	中嶋　朋子	広面地域包括支援センター桜の園
幹　事	工藤　郁美	八橋地域包括支援センター社協
幹　事	加藤　志美	土崎在宅介護支援センター
幹　事	佐藤　由佳子	幸楽園在宅介護支援センター
◎ 幹　事	石郷岡　良彦	御所野地域包括支援センターけやき
◎ 幹　事	鈴木　恭子	牛島地域包括支援センター南寿園
◎ 幹　事	田村　梨沙	松寿会在宅介護支援センター

(事務局)秋田市社会福祉協議会　地域福祉課　小貫　崇
◎は令和7年度からの新任者です

秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会会則

（名　称）

第１条　　本会は、「秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　　この協議会は秋田市内の地域包括支援センター・在宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）の活動を充実させるための事業を行うとともに、支援センター及び関係機関等との連絡調整を行うことにより、支援センターの機能を強化し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事　業）

第３条　　この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　支援センター機能の充実のための各種の調査、研究、協議及び情報交換

（２）　支援センター職員及び関係職員の資質の向上を図るための各種研修

（３）　支援センター及び関係機関等との連絡調整

（４）　その他この協議会の目的を達成するために必要な事業

（会　員）

第４条　この協議会の会員は、次のとおりとする。

（１）　秋田市内の地域包括・在宅介護支援センター

（２）　この協議会の目的に賛同して入会した関係機関

２　入会しようとする支援センター及び関係機関は、別紙１により会長に申し込み、会長の承認を得るものとする。

３　退会しようとする支援センター及び関係機関は、別紙２により会長に届け出し、会長の承認を得るものとする。

（会　費）

第５条　　支援センターである会員は、別表１に定める会費を納入しなければならない。

（役　員）

第６条　　この協議会に次の役員を置く。

（１）　会　長　　１名

（２）　副会長　　２名

（３）　監　事　　２名

２　会長、副会長及び監事は、総会において会員に属する役職員の中から選任する。

（役員の職務）

第７条　　会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　会長は、会務の執行にあたり総会の承認を得て、幹事を指名することができる。

４　監事は、協議会の業務及び会計を監査し、この結果を総会に報告する。

（役員の任期）

第８条　　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（機　関）

第９条　　この協議会に次の機関を置く。

（１）　総　会

（２）　幹事会

（総　会）

第１０条　　総会は会員をもって構成し、毎年１回、会長がこれを召集する。ただし、会長が必要と認めたときには、臨時に総会を開くことができる。

２　総会の議長は、出席者の中から選出する。

３　総会は会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。この場合において、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものと見なす。

5　災害や感染対策等特別な場合において、会長は文書をもって会員に意見を求めることで書面決議を行い、総会に代えることができる。成立と承認の可否については同条第３項に準じ、可否同数の場合は会長の決するところによる。

（総会の議決事項）

第１１条　　総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　会則の制定、改廃に関する事項

（２）　事業計画及び予算の承認に関する事項

（３）　事業報告及び決算報告の承認に関する事項

（４）　役員の選出に関する事項
（５）　その他本協議会の運営に関する重要な事項

（幹事会）
第１２条　　幹事会は会長が指名し総会で承認した幹事若干名をもって構成する。
２　幹事会は必要に応じて会長が召集する。
３　幹事会は、総会の決定に従い、この協議会の運営に必要な事業等の企画、立案を行うとともに、会務を処理する。

（経　費）
第１３条　　この協議会の運営に要する経費は、会費、助成金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

（決算及び監査）
第１４条　　この協議会の会計は、毎年度末に決算し、監事の監査を受けなければならない。

（会計年度）
第１５条　　この協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事務局）
第１６条　　この協議会の事務局を秋田市社会福祉協議会に置く。

（委　任）
第１７条　　この会則に定めるもののほか、この協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付　則
１　この会則は、この協議会の設立の日から施行する。
２　この協議会設立当初の役員の任期は、第８条第１項の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日までとする。
３　この協議会の設立初年度の会計年度は、第１５条の規定にかかわらず、設立の日から平成１５年３月３１日までとする。

付　則

１　平成１５年４月１１日、別表１の支援センター会費を１，０００円から５，０００円に改正する。

別表１（会則第５条に基づく会費）

会費	支援センター	年会費	５，０００円
	関係機関	年会費	免　除

付　則

１　平成１９年４月２０日、別表１の支援センター会費を以下のとおりに改正する。

別表１（会則第５条に基づく会費）

会費	地域包括支援センター	年会費	１０，０００円
	在宅介護支援センター	年会費	１，０００円
	関係機関	年会費	免　除

２　この会則は平成１９年４月２０日より施行する。

３　平成２６年４月１７日より以下の通り別表１へ追加する。

別表１（会則第５条に基づく会費）

会費	地域包括支援センター	年会費	１０，０００円
	在宅介護支援センター	年会費	１，０００円
	関係機関	年会費	免　除

なお、年度途中に退会した場合でも、年会費を納入するものとする。

平成２７年６月５日第４条および第１６条改正。

令和２年４月２４日第１０条改正。